

東 久 留 米 市  
子 ども ・ 子 育 て 会 議  
平 成 2 6 年 8 月 2 0 日

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対する  
パブリックコメント(ご意見)と市の考え方

- P.1 ~ P.3 (仮称)特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準(素案)
- P.4 ~ P.10 (仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)
- P.11 ~ P.20 (仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)
- P.21 ~ P.29 その他

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	園独自の保育によって発生する経費を保護者から徴収するということが、例えば園で温水プールに行くとか、遠足でどこかの施設に行くとかが頻りにあった場合、経済的に苦しくてその費用が出せない家庭の子どもは参加することもできず、仲間外れになってしまうのではないかと。保育園は母子家庭の人や介護を理由に子どもを預けている人もいます。上限の金額を市が決めるべきではないかと。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。ついては、実費徴収額や上乗せ徴収額の上限について、市が決めることは考えておりません。
2	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育料以外の徴収について、なんでも可能であれば実質の保育料がいくらでも上がりかねない。共働きでなければ生活できないため保育をお願いしているにもかかわらず、様々な経費として保育料以外のお金を徴収されてしまえば、保育すらお願いできない家庭が出てくるのではないかと。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
3	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育費用について、日用品や文房具費用など保護者から徴収しても良いとあるが、家計に負担がかかるのは困る。保育園の必要経費との境目も微妙で、保育料を払っているのに、そこを家計から取るのはおかしい。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
4	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育料以外の徴収がないようにしてほしい。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
5	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育料の他に文房具費や行事参加費などの保育料以外の徴収など止めてほしい。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
6	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	「保護者からは基本の保育料以外にも日用品や文房具費用等を徴収してもよい。特別教育・保育に係る行事への参加に必要な費用を徴収してもよい」について、もし支払えない場合はどうなるのか。その子だけお絵かきができないのか。その子だけ運動会には参加できないのか。現場ではそういうわけにはいかないと思う。保育について必要な費用は保育料に盛り込んであるはずである。ただでさえ、同じように保育を受けていて、保育料に差があることに大きな不満を持っている。教材費不払いのケースも増えてくると思う。問題である。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
7	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育料以外の徴収は行わない。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。

子ども・子育て支援新制度実施に向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
8	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	第5条1項の「運営基準の概要を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない」ということ、実際には待機児童があふれ、わらをつかむ思いで保育所を探している、全くの「売り手市場」「選択の余地が保護者がない」状態で同意をしないと入園できない保護者の立場を考えると、この文言から「同意を得ること」は削除するべきだと思う。	第5条第1項では、「特定教育・保育施設は、利用申込者に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない」としています。これは、利用者のサービスの選択する権利を保障するとともに、特定教育・保育施設はサービスを受けるにあたり重要となる事項を利用者に説明する説明責任を負うことを規定したものであります。また、特定教育・保育施設は利用者へ適切にサービスの説明を行い、理解を得る必要性があることから、利用者からの同意を得ることについて、規定いたしました。
9	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	第6条5項「利用申込者に係る支給認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、他の(中略)保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなくてはならない」ということ、紹介する行為が市内の保育所のリストを手渡すだけでも「適切な措置」とされるなら、入れなかった子の保護者は路頭に迷うだけである。今までどおり、市が保育所の空きと待機児の状況をきちんと把握し、待機児童数を減らすため、全ての保育を必要とする子に保育が行き届くように働きかけるシステムを構築するべきだと思う。	子ども・子育て支援新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)としては、当分の間、保育を必要とする子どもの施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うとともに、利用可能な施設のあっせん・要請などを行うとされています。
10	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	第30条苦情解決について、苦情窓口を作り記録することを義務づけているが、報告は義務づけられていない。自らのマイナスになることで報告義務もないことをきちんと受け、誠実に対応し、正確に記録することをどのように担保するつもりなのか。苦情窓口は保育課に設けるべきである。	苦情解決については、第一義的には、特定教育・保育施設が苦情窓口を設置し、適切に対応する必要があることから、規定を設けたところです。また、第30条3項・4項では、苦情解決に関する市の調査、指導等に係る特定教育・保育施設の責務等について謳っております。
11	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	教材費、食費について、保育料の他に費用を支払うのは、負担に思う保護者も多いと思う。保育料の中で対応していくのが望ましいと思う。まして、費用が負担できないから道具(食事)に差がつくなど、子どもが理解できるのか。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うこととしており、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
12	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育料を支払っている他に、文房具代や給食費などが徴収されるようになると、保護者の負担は大きいので、実費の徴収がないことを望む。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うこととしており、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
13	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育費用について、文房具費や行事参加費用を園ごとに別途徴収することを可とするところがあるが、これも反対である。まずどこまでの費用を徴収されるのかが全く分からない。上限もないという認識でいいのか。園によって年間の徴収額が変わるということも将来的には考えられると思う。その場合、A園は安いけどB園は高いなど、差が出てくることも考えられる。保育内容はB園が充実するかもしれないが、B園に通いたいのに予算的には通えないという家庭も出てくると思う。極端な話、自宅から5分でいけるB園ではなく、車で30分かかかるA園に通わざるを得ないなどということにもなるのではないかと。先ほど記述したが、待機児童が多い中、希望園に入れるケースも少ない上に、保護者が希望できる園も減るとするのは東久留米市が「子育て家庭」をないがしろにしているようにも受け取れる。東久留米市は保育園に「格差」を作りたくないのか。そもそも文房具費用や行事参加費は保育料に含まれていると思っていて、別途徴収ではなく、保育料に含まれた上で、各家庭の収入にあわせた保育料徴収ならまだ納得ができる。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うこととしており、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
14	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育料以外の日用品や文房具、行事費などの徴収は行わないで欲しい。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
15	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育料以外の費用の徴収項目について、保護者が必要と思わなければ払う親、払わない親が出てくることも考えられる。それにより、例えば遠足に行く子、行かない子、など行事に不参加、参加が生じる、持ち物の違い等ができることはあってはならないと思う。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
16	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	保育園は、DV家庭もある。生活保護の家庭もある。様々な家庭がある中で、そういった支援が大事な家庭が別途徴収があることで預け先の選択肢が狭くなり、預けるのを諦めてしまうこともある。そうした場合、子どもの命はどのようにして守られるのか。児童相談所や子ども家庭支援センターが見つけれなかったら、どうなるのか。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。
17	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	利用者負担額等の受領について、国の基準では、請求額、範囲に特に制限が設けられていないようだが、家庭によって支払える範囲が異なる。その場合、同じ園の子どもたちの中で受けられる保育や待遇が変わってしまうのではないか。家庭状況により、子どもたちが違いを感じる環境になって欲しくない。せめて、請求のラインを最低限にして制限を設けるなど、家庭状況の違いが子どもたちの保育に反映されないよう、配慮をお願いしたい。	現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等については、現行と同様の整理で認めることにしています。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにより、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	特定地域型保育における小規模保育事業B型及びC型の職員配置基準について、B型では保育士資格は2分の1でよいとされているが、これは6割を有資格者とする東京都の認証保育所より低い基準である。新制度に期待を寄せている子育て世代を裏切らないためにも、認証保育所の基準を引き上げ全員が保育士有資格者とすべきである。またC型では、無資格者が保育にあたることを了としている。新制度では、これらの事業にも国費が投入されるが、無資格で保育をしても税金が入る仕組みは、現行制度よりも悪いもので、保育制度全体の質を下げる危険が十分にある。補助金目当てで事業に参入する心無い事業者がないように、今までの基準を引き下げるのではなく全員有資格者にすべきである。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
2	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	調理施設は外部搬入が可とされているが、それは子どもたちがかわいそうである。現行の認証保育所や家庭的保育でも東久留米は自園調理としているため、その基準を引き下げることに反対である。現行通りとし、外部搬入は許さない基準にすべきである。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
3	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	緊急時に避難する際、4階以上の避難用屋外階段の設置要件を見直すとする国基準は問題である。2階以上に保育施設を設置するのを可とする基準はやめるべきである。子どもたちの安全を第一に考える基準にすべきである。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。
4	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	東久留米市の現行の保育ママ制度では、保育士・看護師・教員のいずれかの資格者で、保育経験豊富な方としている。無資格で研修のみで良いというのが国の示す基準であるが、東久留米市では現行基準を維持すべきである。	現行の家庭福祉員制度では、保育士・教員・助産師・保健師または看護師のいずれかの資格を有し、かつ保育経験を有することとしています。一方、今回の基準(素案)では、家庭的保育者は、市長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者としたところで、基準の検討にあたりましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
5	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	調理施設は外部搬入が可とされているが、現行では東久留米は自園調理としている。その基準を引き下げることに反対である。現行通りとし、外部搬入は許さない基準にすべきである。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
6	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	地域型保育事業における職員の資格や給食室の設置など、最低でも現在の認証保育所の基準を下回らないようにすべきである。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。なお、給食室の設置については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
7	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	職員の配置で、保育士や看護師、教員のどれかの資格をもつのがこれまでの東久留米市のあり方であり、それを下回る基準は問題である。資格のない人が一人もいないのに乳幼児の面倒をみるというのは、親として信じられない。	現行の家庭福祉員制度では、保育士・教員・助産師・保健師または看護師のいずれかの資格を有し、かつ保育経験を有することとしています。一方、今回の基準(素案)では、家庭的保育者は、市長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者としたところです。職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
8	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	乳幼児という体がデリケートな時期に、食事を自園調理ではなく、外部から搬入するなんて、安心できない。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
9	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育園を新設するにしても、いくらなんでもマンションの何階でもいいというのは疑問である。3階より高い所だと災害の時に避難するのも大変である。乳幼児を外で遊ばせたり、散歩させるのに、3階分を登ったり降りたりするのは、乳幼児には大変である。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。 また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
10	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育施設が高層階だと災害時避難が遅れてしまうと思う。また、日常の外遊びの機会がなくなり、子どもたちの発達発育に影響が出ると思う。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。 また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
11	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	調理施設が連携施設からの搬入になると、食中毒の恐れがある。現在、保育園では献立などあらかじめ決まっているが、子どもたちの様子を見ながら食事を合わせてくれる配慮がある。それがなくなると、子どもたちの成長に影響が出ると思う。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。なお、外部搬入を行うにあたっては、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができることが要件の一つとなっています。
12	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育士の数は減らさないで欲しい。子どもを安全に保育していただきたい。それには、保育士の知識や経験が必要不可欠である。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
13	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育にあたる職員の有資格者人数の緩和については、無資格でも研修だけで保育に携わる職員が増えるということか。子どもを預かる職員の方々には専門知識や経験が大事なはずである。また、保育士から保護者への適切な保育指導、特に若年の保護者からの相談を受けるなども必要だと考える。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
14	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育施設はマンション等の高層階でも良いとするのは、適切な設置場所がないということか。緊急時の避難や園庭がないことで、外遊びの機会が減り、発育にも影響があるのではと考える。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。 また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
15	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	調理施設は連携施設からの搬入でもよいとするのは、子どもの成長に大切な栄養を管理する態勢は大丈夫なのか。小学校でも自校で給食を提供しているのに、どうして保育園では難しいのか。アレルギーへの対応や食育といったことも大切だと考える。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
16	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	規模に関わらず、保育所においては全員保育士の有資格者で運営して欲しい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
17	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育施設は、必ず一階、二階等の低層階に設置し、園庭を設けて欲しい。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。 また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
18	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育園での給食は、連携施設からの搬入ではなく、園内で調理することとして欲しい。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合には、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
19	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	子どもの発達や安全が保障されるよう、有資格者の保育士にして下さい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
20	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	給食については、離乳食、アレルギーへの配慮食、外部搬入しないで園内調理して下さい。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合には、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
21	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育にあたる職員について、保育士は有資格者にすべきだと考える。国の基準は低くなりすぎである。ベビーシッターによる痛ましい死亡事故が起きた。有資格者による保育が保障されるようにして欲しい。 特に小規模保育事業については、無資格で研修のみでの実施にならないように、国基準に上乘せをして欲しい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
22	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	調理施設については、自園での給食調理で、食の安全を守って欲しいと考える。食中毒で幼い子どもたちの命が失われることのないようにして欲しい。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合には、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
23	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	小規模保育の職員は有資格者にすること。現在までの事故の例を調べ、専門知識のない人が保育に当たっていた割合を出す等、十分検討することを望む。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
24	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	施設には、子どもが走り回れる園庭もしくはそれに準ずる公園等を隣接させて欲しい。	家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
25	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	屋食は自園調理にすること。仕出し弁当を分けるようなことがないように十分配慮すること。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合には、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
26	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	小規模保育事業所の場合は、必ず大規模もしくは幼児が複数いる園と常に交流を図り、異年齢を意識するような対策を取ること。	家庭的保育事業等(「居宅訪問型保育事業」を除く。)については、集団保育を体験するための機会や保育内容の助言、当該保育の提供の終了に際し利用していた乳幼児の受け入れ等といった観点から、連携施設を適切に確保することとなっています(施行から5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる経過措置があります)。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
27	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育者は全員有保育士資格者にして欲しい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
28	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	現在、公設公営の認可保育園と家庭福祉施設に子どもを通わせている。資格があり、経験豊かであることに安心して預けているが、それが講習だけで良くなることには大変不安である。現在の条例を下回る基準とならないよう、強く求める。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
29	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	調理施設について、搬入だと食中毒のリスクが高まってしまう。食中毒が起きてからでは遅いので保育園内での調理をしてもらいたい。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
30	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育施設について、高層階になると地震等起きた時に避難に時間がかかり危険が増してしまう。高層階の保育園に子どもを預けることになってしまったら毎日が恐ろしい。特に最近では地震が多いから、心配でたまらなくなる。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。
31	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育にあたる職員の有資格者人数の緩和については、無資格でも研修だけで保育に携わる職員が増えるということか。子どもを預かる職員の方々には専門知識や経験が大事なはずである。また、保育士から保護者への適切な保育指導、保護者からの様々な相談に答えられることも必要だと考える。一定の資格は必要である。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
32	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育施設はマンション等の高層階でも良いとするのは、適切な設置場所がないということか。火災や震災など緊急時の避難はどうするのか。また、園庭がないことで、外遊びや運動の機会が減り、体力の向上や発育にも影響があるのではと考える。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。 また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
33	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	調理施設は連携施設からの搬入でもよいとするのは、子どもの成長に大切な栄養を管理する態勢は大丈夫なのか。小学校でも自校で給食を提供しているのに、どうして保育園では難しいのか。アレルギーへの対応や食育といったことも大切だと考える。毎日の食に関することなので、安心安全で栄養のバランスが整った給食を提供できる環境を考えて欲しい。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
34	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	小さい子どもの食事を委託で作ってもいいというの考えられなくと思う。具合が悪い時などはどうやって対応するのか。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。なお、外部搬入を行うにあたっては、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができることが要件の一つとなっています。
35	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育所の規模に関わらず、保育士の手厚い配置をお願いしたいと思っている。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
36	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	高層マンションでの保育施設や庭のない保育施設の増加など、災害時の避難上の問題や発育には自然遊びが欠かせない子ども保育には、どう考えても不自然である。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。 また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
37	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	乳児を預ける上で、先生方が保育士資格を有していない方に保育されることを想像すると怖くなる。何か事故が起きたら、どう責任をとってくれるのか。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
38	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育者は有保育士資格者にすること。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
39	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	子どもの成長は安心できる先生、安心できる環境こそ、私達働く母も安心して預けられる。小規模保育所においても、有資格者の保育がなされるようでないで預ける方も不安である。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
40	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	子どもが子どもらしく、土に触れて遊べる環境も、もっと大事に考えて欲しい。園庭があること、それに代わる公園などが隣接していることを基準にして欲しい。昨今の地震や災害のリスクを考えると、3階以上の建物での保育は不安である。3階以上は認めないで欲しい。	家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。また国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。
41	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	子どもが認可保育園にお世話になっています。保育所は古いですが、庭もあり、経験を重ねた有資格の先生、子育て経験のある朝晩のパートの先生がいて、とても安心して仕事に向かっています。調理室もあり、アレルギーの子どもにも丁寧に対応してくださっています。今の現状がベストだと思っています。市は新制度をそのまま受け入れると聞きました、不安でいっぱいです。保育園を自分で直接契約しなければならぬ、保育の質が下がってしまうとか、食事が連携施設からの搬入でもよくなるとか、今までの基準が保たれなくなるのはあきらかです。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
42	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	施設の規模によって、有資格者がいなくても開設できるというのは止めるべきである。無資格者ばかりの施設には、子どもを安心して預けられない。保護者は、保育園に「大切な命」を預けている。専門の知識を持った保育士と子育て経験者を同等にみるのはおかしいと思う。国の基準に追随するのではなく、東久留米市として考えるべきである。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
43	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	職員について、有資格者の緩和とあったが、子を持つ親としては無資格者には子どもを預けたくはない。例え研修を受けていたとしても同じことである。昨今、子どもを預けた際に起きた死亡事故なども少なくない。認可外保育施設における死亡事故発生率は認可保育所の45倍に上るという厚生労働省の報告もある。有資格者であっても事故は起こってしまうが、無資格者においてはそのリスクはかなり高まり、死亡事故発生率は45倍を超えることにはならないか。待機児童の問題もあり、希望園に入れるケースも少ない中、預けた園によって危険のリスクが高まることがありえるというのは行政としてどう考えているのか。東久留米市の保育理念は「すべての子どもが安心・安全な保育を受けられること」だと以前東久留米市の保育課の方が言っていたが、この保育理念から外れることだとは思わないか。自ら掲げた理念を守っていただきたい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。

子ども・子育て支援新制度実施に向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
44	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育施設について、マンション等の高層階でも可とあるようですが、災害発生時の避難などについてはどう考えているのか。子どもの足では階があがるにつれて避難に時間がかかる。乳児などは職員に抱っこ・おんぶしてもらわないと逃げることすらできない。大きな地震はいつ来るかわからない。災害が起きたときに本当に全ての子どもが安全に逃げることが可能なのか。保育園というは子どもが安全に過ごす場所である。その基本的な考え方はどこに行ってしまったのか。また、子どもの外遊びの機会を減らすことにもならないか。自由に外で遊ぶことができず、四季の移ろいも何も知らない子どもを作ってもいいのか。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところ。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
45	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	調理施設について、提携施設からの搬入も認めるとあるが、保育施設には0歳からの乳児がいる。その乳児の離乳食や誤飲などを防ぐ為に小さい食事を作るなどの配慮や、食事の内容(添加物等)の配慮は確実にできるのか。また、搬入となれば提供までに時間がかかる。大人より身体が未発達の子どもの口にするものである。食中毒等のリスクはどう考えているのか。現行通りであれば、少なくとも食中毒のリスクは搬入に比べれば低いように思う。また出来立ての温かい食事を食べることは子どもの成長にもかかせないとことではないか。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、提携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
46	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	小規模保育園の保育士が無資格で良いことは、今の東久留米市が行っている保育の条件を大きく下回るようになってしまっているのではないか。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
47	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	給食が外部搬入で良いことは、今の東久留米市が行っている保育の条件を大きく下回るようになってしまっているのではないか。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、提携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
48	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	高層マンションの一室では、緊急時の避難はもちろんのこと、日々、のびのびと自然に触れてこそ育つ子どもの活動が保障できない。子どもの育ちにとって保育園に子ども専用の園庭があることは重要である。園庭もしくはそれに代わるものが隣接していることなどを基準にして欲しい。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところ。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。
49	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	預けられればどこでも、誰でも良いわけではない。安心して預けることができない。どんなに保育の機会に恵まれても意味がない。資格を有さない方に子どもを預けるなど、恐ろしくてとても賛同できない。必要なのは規制緩和ではなく、現在の質を保ったままの保育施設の充実ではないか。市独自の新制度への上乘せ条例と併せて、根本的な解決策を検討して欲しい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
50	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	夕方の保育が手薄く、無資格保育士が増えると更に状況が悪くなると思い、心配である。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
51	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育は有資格者でないと問題があると思う。事件、事故につながるリスクが高いと心配である。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
52	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	園庭が無いと、十分な保育ができないと思う。	家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
53	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	小規模保育所に無資格者しかいないのは怖い。事件、事故が起きてからでは遅いと思う。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
54	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	食事について、委託も可、とあるが、乳幼児のいる施設では体調に合わせて出来る範囲で変更を行ったり、発達に合わせて食事の形態を変えたり、園の保育士・看護師・栄養士等との連携のもとに行われているもので、委託ではまかないきれないのではないかと。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。また、外部搬入を行うにあたっては、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができることが要件の一つとなっています。
55	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育施設を高層階に置くことは防災上の観点からやめて欲しい。	国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところです。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。
56	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	小規模保育、ないしは認可外保育園においても有資格者を置くべきである。有資格者はたくさんいる。環境を整えることで働ける人も預けられる子どもも増やすことができる道を模索して欲しい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
57	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	保育ママは、このまま保育士、看護師、教員のどれかの資格ありの方にして欲しい。認可外施設に関しても、せめて半分は資格ありにしなければ成り立たない。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
58	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	家庭福祉員など、正規、パートなど保育士資格を有するもの。今までの規定とおりの先生:子どもの比率人数体制。面積も今までどおりにして欲しい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
59	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	小規模保育事業C型や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業は、職員は無資格で研修のみで良いとあります。乳幼児期の重要な時期、また安全面に十分な配慮が必要な時期に専門の資格を持たない職員で保育を行うというのは危険すぎると思う。知り合いや親戚に子どもを預けるのではなく、お金を払って預けるわけだから、有資格者の対応を受けられて当然であるべきだと思う。市では、無資格で研修のみで良いという基準はなくし、有資格者が必要としていただきたい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
60	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	もっとも反対なのは、調理施設についてである。外部からの搬入など絶対に認められない。子ども、特に乳児は食の安全・安心がなければ長い保育時間、保育期間を過ごすことは無理である。その日の朝の体調を先生に伝え、毎日子どもに食事の介助をしてきている先生の感覚も踏まえて、形状や味を調整していただいている。家庭では当たり前のその行為を保育園でもしていただいているからこそ、母親は働きに行けるのである。外部からの搬入で、その形状と味を受け付けなかったらどうなるのか。もっと小さく切る、柔らかくゆで直す、そういう対応が必要である。しっかり食べて健康に過ごす、それができなくては共働きは無理、母親は休みをとるばかりになるのではないかと。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。なお、外部搬入を行うにあたっては、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができることが要件の一つとなっています。
61	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	職員配置の数も、現状維持が当然である。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①学童の定員は、30～35人学級と小学校と同じにしてください。 ②職員の資格も保育士資格など専門知識を持った人にしてください。	①学童の定員については、国の専門委員会で議論しており、専門委員会の報告書では、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことを踏まえ、素案を出しております。 ②職員の資格につきましては、現行の学童保育所の基準(東久留米市学童保育事業運営マニュアル)を下回らないように努めます。
2	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①夏休みなど、学校の長期休暇の際の開所時間を早めて頂きたいです。(現在は8:15～だが8:00にする、など) ②保育料負担が増えてもよいので、文化活動、スポーツ活動など保育内容の充実を図って頂きたいです。	①国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。 ②学童の保育料については、この基準ではなく、別に定めることとなります。また、文化・スポーツ活動等につきましては、児童の健全育成を図り、向上に努めます。
3	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①時間の延長(朝7時～夜7時まで)を希望します。 ②現在三年生までに限られている対象学年を六年生までに引き上げる事を希望します。 ③災害時の学校休校時の児童の引き受けを希望します。 ④学童の先生の質の向上と人数の増員を希望します。 ⑤学童保育時間内の地域ボランティア、NPO等々との連携による多様な学習環境を希望します。 ⑥学童と言う前時代的な名称を現代 予想される近現代に合わせた名称に変更するのを希望します。 ⑦日曜日も普通に児童を預かる学童を希望します。 ⑧ある程度の病児でも預かる学童を希望します。 ⑨一年通すと学校より長い時間を過ごすかもしれない学童です。いろいろな環境で小学校に負けない環境を整えてもらえる事を希望します。 ⑩先進諸外国と比べると貧弱に感じられる全体のレベルを研究 改善を繰り返しレベルアップする 学校 学童 地域を希望します。	①国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」と定め、開所時間については別に定めることとなります。 ②国基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。 ③災害時においては、時間帯によって対応が異なるため、今後整理をまいります。 ④職員の質の向上に努めてまいります。職員の配置や資格に関しては、現在の基準を下回らないように努めます。 ⑤ボランティアの受け入れについては、今回の基準には含まれませんが、対象児童の自主性、社会性及び創造性の向上に努めてまいります。 ⑥今回お示した基準とは別に、「東久留米市学童保育所設置条例」において、「学童保育所」の名称を使用しております。 ⑦日曜、祝祭日、年末年始(12月28日～1月3日)は、学童保育所の休業日としております。国基準である「250日以上」を原則として、保護者の就労日数や小学校の休業日その他の状況等を考慮して、別に定めることとなります。 ⑧集団での学童保育という観点から、病状によっては、自宅での療養が必要な場合も考えられます。 ⑨児童福祉法を基本とした基準であるため、学校とは異なります。 ⑩国の専門委員会で議論をした基準であるため、特に問題はないと考えております。ご意見として承ります。
4	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①小学校6年生までの受入れ(不審者や子供が狙われる犯罪の後を絶たないため) ②保育園と同程度の保育時間と保育内容 ③『学童保育』に対する世間からの悪いイメージを払拭し、女性が働く事に前向きになれるような『サブスクール』のような位置づけ ④学童保育料は一律ではなく年収により決まり、また保育時間についても勤務時間と通勤時間によって柔軟な受入れ体制を持つ ⑤台風、雪などの悪天候時でも私連親は通常勤務です。学校休校時の子供の受け入れ先がなく困っています。なぜ、税金を多く支払っている共稼ぎの家庭事情を考慮してもらえないのでしょうか。	①国の基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。 ②保育園は保護者が送迎をするため、勤務時間に通勤時間を加算した時間、お預かりしておりますが、学童保育所は、本人の登降所となることから、ひとりで帰ることができる時間で設定しております。 ③ご意見として承ります。 ④学童の保育料につきましては、今後保育料の見直しを検討する中で、考えてまいります。また、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」と定め、開所時間については別に定めることとなります。 ⑤台風、雪などの悪天候の場合は、登降所時の安全を第一に考え対応しております。また、学校休校日につきましては、お預かりしております。
5	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①倉敷の女児誘拐事件のように、放課後の子どもが狙われています。学童を小学6年生までにしてください。電車が遅れて親が迎えに行けない事態でも、冬の6時半の暗い道に子どもが出されるので、事件に巻き込まれないか気が気でなかったことが何度かありました。 ②また開所時間が過ぎると学童には誰もいなくなるので、下校中に何かあっても子どもは学童に戻れない、また時間に子どもが帰って来なくても電話もつながらない状態です。せめて最後に学童を出た子が家につく時間までは、学童に指導員がいるようにしてください。 ③保育園から学童に入所したら虫歯が増え、4年生になって卒所したら虫歯にならなくなりました。おやつが安い駄菓子や飴が多いからだと思えます。子どもの安全や健康に関する予算はケチらないでください。	①国基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。 ②学童の降所時につきましては、校門までの送り出しとなっております。また、職員の勤務時間も18時までとなっておりますので、送り出し終了後は職員はおりません。ご意見として承ります。 ③おやつにつきましては、限られた予算の範囲で、保護者の方の意見も参考に実施していくよう努めてまいります。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
6	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①現在学童は、学校がない場合の預かり時間を8時間としていることだが、フルタイム(8時間)勤務では、通勤時間もあるので十分ではないと感じる。国基準は満たしていることだが、預かり時間を延ばすことを改めて検討してほしい。</p> <p>②学童では、食物アレルギーやその他のアレルギーに関する知識がある者が少ないと感じる。積極的に研修など受け、知識を得てほしいと感じる。</p> <p>③学童で提供するおやつや質と量について、再考願いたい。学童では、そのすべての経費の中からおやつ代をだしていること、どうしても質より量重視のものになると補助員から聞いている。着色料や保存料がいっぱい入ったようなお菓子ではなく、質素であっても身体に害のないものを望む。またおかわりは自由にさせていることだが、それは保護者は望んでいないことを考慮していただきたい。</p> <p>④食物アレルギー児へのおやつ提供が不十分であると感じる。危険だからと遠ざけるだけでなく、何ができるのか考えてほしい。学童で提供できないおやつは親の負担になるので、補助を出すことなども検討してほしい。</p>	<p>①国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。</p> <p>②職員の全体研修会において、専門家によるアレルギー研修を開催しております。</p> <p>③おやつに関しては、予算に限りがあることから、ご要望どおりとはいかないこともございます。保護者の方の意見も参考に実施していくよう努めてまいります。</p> <p>④アレルギー児へのおやつ提供については、保護者の方と十分相談しながら、できる限り対応に努めてまいります。</p>
7	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①今まで、公設公営で学童保育という保育という名前をまず崩さないで下さい。</p> <p>②学童保育では第2の家庭とつたわれているように子供が安心して生活できる場であり、そこには子供の気持ちに寄り添ってくれる指導員の保育士がいっぱい入っています。これは誰でもいいという訳ではなく、昨日と今日がつながって見てくださる先生が必要なのです。なので、全児童対策のようなただの見守りとは機能が完全に異なるということを伝えたいと思います。</p> <p>③夏休みの児童の生活は朝早くから夕方遅くまで生活することになります。私は経験上、基本的に保育園と同じ時間預けられるシステムを希望しています。学校の都合で朝8時半からと言いますが、あれは全く大人の都合です。もっと利用者の立場にたった保育時間の延長を希望します。とは言え、私がここで述べている時間に関してはあくまでも子供の生活時間に即した延長ということで、ただやみくもに遅くまで預かってほしいとは思っていません。</p> <p>④もうひとつ、冷蔵庫ですが、児童の夏場のお弁当を入れるられるサイズの大きなものが頂きたいと思います。傷んだお弁当を食べさせたくないですし、保冷バックに入っていたものでも、心配なものです。これは、保護者の代わりに保育する方の責任とも言えると思います。</p>	<p>①今回お示した基準とは別に、「東久留米市学童保育所設置条例」において、「学童保育所」の名称を使用しております。</p> <p>②職員の資格につきましては、現行の学童保育所の基準(東久留米市学童保育事業運営マニュアル)を下回らないように努めます。</p> <p>③国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。</p> <p>④休業日等のお弁当の扱いにつきましては、今回お示した基準の範囲には該当しませんが、学童保育所の冷蔵庫は、おやつなどを保管するためのものであり、保冷剤や保冷バックなどで対応していただくよう、これまでどおり保護者の方をお願いしております。</p>
8	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①条例を読みましたが、具体的なことが書かれてなくて心配です。国の基準に+@して、他の地域との差別化を図り、子育てに明るい市になって欲しい。</p> <p>現在学童に子どもを預けている保護者の意見を丁寧に聞いて、基準を決めて欲しい。とても重要な条例だと思うので、色々な方面の関係者の意見を良く聞き、十分に話し合ってから決めて欲しい。</p> <p>②今の学童保育のレベルを下回ることないようにして欲しい。</p> <p>③土曜日の閉所時間が早いために働き方に制限がかかってしまっているため、土曜日の閉所時間を平日と同じにして欲しい。</p> <p>④市全体の若返りのためにも、子育て世代が他市から集まってくるような、魅力的な条例にして欲しい。</p>	<p>①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。</p> <p>②国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>③開所時間につきましては、国基準である「平日1日3時間以上、休業日1日8時間以上」とし、利用時間帯につきましては別に定めてまいります。</p> <p>④ご意見として承ります。</p>
9	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①学童保育が保護者のニーズに応えるためのものになるためには、基準がとても大事だと考えます。については、基準について子ども・子育て会議で丁寧に時間を惜しまずに議論をしていただきたい。</p> <p>②開所時間をせめて保育園と同じにしてください。</p> <p>③学童に入れなかった児童がいます。学童を希望する子ども全員が希望の地域の学童に通えるためにも定員についての検討をお願いします。</p> <p>④夏休み中の朝の開所時間をあと15分早めてほしいです。そうすれば普段学校行く時間と同じ時間に家を出ることができます。3年生までではなく6年生まで学童に通えるようにしてください。</p> <p>⑤学童保育所に必要な施設・設備の基準を設けてください。その際には現在の学童保育所関係者の意見を聞いていただきたいです。</p> <p>⑦条例案を読みましたが、具体的なことが書いてなくて心配です。</p> <p>⑧学童保育所の子供たちの人数が多くて大変です。子供たちが安全に過ごせる定員を決めてください。</p> <p>⑨学童の開所時間について具体的なことがないのか心配です。</p> <p>⑩保育料についての記載がありません。どうなっているのかわかりたいです。</p>	<p>①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。</p> <p>②保育園は保護者が送迎をするため、勤務時間に通勤時間を加算した時間、お預かりしておりますが、学童保育所は、本人の登降所となることから、ひとりで帰ることができる時間で設定しております。また、開所時間については、国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。</p> <p>③希望の地域の学童に通えるよう努めてまいります。</p> <p>④⑨国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」と定め、開所時間については別に定めることとなります。</p> <p>⑤国基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。</p> <p>⑥国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>⑦今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。</p> <p>⑧国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>⑩学童の保育料については、この基準ではなく、別に定めることとなります。</p>

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
		<p>①学童関係者の多くの人の意見を聞いて考えてほしいです。                  ②ニーズ調査を答えた者です。あそこの意見は反映されているのでしょうか。是非、反映してください。                  ③学童の先生を常勤の安定した立場にしてください。</p>	<p>①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。                  ②ニーズ調査の結果は、一義的に現在「東久留米市子ども・子育て会議」で審議いただいている「子ども・子育て支援事業計画(案)」の量の見込みに反映されます。                  ③職員につきましても、現行の学童保育所の基準(東久留米市学童保育事業運営マニュアル)を下回らないように努めます。</p>
10	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①以下の項目については国基準以上を切に望みます。その他についても、現在の東久留米の基準を下回る事が無い様に充分配慮して下さい。                  ②職員の基準は下げないで下さい。研修を勤務の中で受けられる様にして下さい。                  ③施設に対する子どもの数をこれ以上増やさないで下さい。                  ④時間の延長を望みます。朝は8:00より開所して下さい。ニーズ調査をきちんとし、土曜保育の時間も延長して下さい。                  ⑤昨今不審者が多く大変心配な保護者が多いです。せめて4年生までの通所をお願いします。                  ⑥学童保育と保育園の連携をもっと良くして、子どもの特性等の引継ぎを密にお願いします。</p>	<p>①国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。                  ②職員の資格及び施設の児童数につきましては、現行の基準(東久留米市学童保育事業運営マニュアル)を下回らないように努めてまいります。                  ③国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。                  ④国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。                  ⑤国基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。                  ⑥保護者の方との面談の後、必要に応じて保育園と連携を取りながら、お子さんの特性等の引き継ぎを行っております。</p>
11	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①学童保育の基準については、子どもたちの安全に関わる問題であり、時間をかけて十分な議論をお願いします。学童の保護者の意見をきちんと聞いて頂く事が必要と考えます。                  ②現在の基準を下回る事のないよう、東久留米市としての基準をきちんと決めて頂く事が重要です。今後、人口減少のおこらないように、子どもを持つ働く世代が住みやすいまちづくりをする事は働く世代の人口を増やし、市にとってもプラスと考えます。</p>	<p>①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。                  ②国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>
12	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①国の基準に合わせず、現在の東久留米の基準を継続してください。                  ②不審者は今も多く出没しています。多くの保護者が心配しています。学校休業中の開所時間を8時にしてください。                  ③現在の3年生までではなく、6年生まで学童に通えるようにならざるを願います。</p>	<p>①国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。                  ②国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。                  ③国基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。</p>
13	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①学童について、今現在も親の仕事の状況と照らし合わせると決して満たされているとは言えません。基準については十分に議論をして決めてほしい。学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。                  ②今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしい</p>	<p>①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。                  ②国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>
14	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>学童保育に関しては、国の設置基準にすることなく、今までの東久留米の条例を下回ることのないように、利用者の声を聞き、丁寧に時間をかけて決めて欲しいと思います。国の設置基準をそのまま行くと、今まで大切にされてきた保育が出来なくなってしまいます。これは大切な条例となります。単に他市と歩調を合わせることを無いうに東久留米の基準として時間をかけて決めて欲しいと思います。あくまでも、今までの利用者やこれから利用する方のニーズにあった形で宜しくお願いいたします。</p>	<p>国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。また、今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。</p>
15	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①20年以上務めた会社でしたが、小学校入学により、学童保育の保育時間では定時まで働けないため退社しました。結局、短時間で働く為、社員としてではなく働くことになりました。それでも学童があるから仕事が続けられます。基準については十分に議論をして決めてください。学童に預けている私たち親の意見を聞いて頂きたいです。                  ②現在の学童保育基準を下回ることはありません。</p>	<p>①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。                  ②国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>
16	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①学童保育があり、安心して仕事をさせてもらっています。是非、新しくつくる基準については、充分利用している者の意見をお聞きになり、作成してください。                  ②もちろん現状は下回らないものをお願いします。</p>	<p>①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。                  ②国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
17	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①基準については十分に論議をして決めてほしい。 ②学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。 ③今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしい。	①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ②学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。 ③国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
18	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①基準については十分に論議をして決めてほしい。 ②学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。 ③今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしい。	①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ②学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。 ③国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
19	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①国の基準に準ずる前に、基準についての論議を時間をかけて決めてほしいです。 ②実際に学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。利用者の意見を尊重してください。 ③今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしいです。利用者が安心して預けられるように。	①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ②学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。 ③国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
20	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①基準については十分に論議をして決めてほしい。 ②学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。 ③今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしい。	①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ②学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。 ③国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
21	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①基準については十分に論議をして決めてほしい。 ②学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。 ③今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしい。	①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ②学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。 ③国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
22	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①東久留米市は今までの条例をなしにして、国が作った基準に準じる考えがあるとのことですが、国の基準に準じることにより、今までの東久留米の学童保育のそれを下回ることのないように願います。 ②学童保護者の意見を丁寧に聞いていただき、東久留米の基準を改訂する場合は十分に論議をして決めてほしい、と強く望みます。	①国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。 ②今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。
23	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	これまでの東久留米市の学童保育を下回ることがあると子供を安心安全に守れなくなることになると思います。 これ以上下回ることがないよう、具体的に基準を決めてください。	国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
24	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①東久留米の学童保育に関する基準につきましては、学童児の保護者の意見を丁寧に聞いて定められますよう、お願いいたします。 ②せめてこれまでの基準を下回ることのないよう、お願いいたします。	①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。 ②国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
25	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。</p> <p>②今までの東久留米の学童保育を下回ることのないようにしてほしい。</p> <p>③子ども・子育て会議で、丁寧に時間を惜しまずに論議してほしい。</p> <p>④条例案を読みましたが、具体的なことが書いてなくて心配です。「安全に過ごせる定員」「ニーズに応える開所時間」「適切で要支援家庭に配慮した保育料」「6年生まで対象」「指導員のバックアップと質の維持向上策」「災害等非常時の対応と備え」「学校との連携」などを、そこで過ごす子供たちの今と未来を中心に捉えて、具体的に記述してほしい。</p>	<p>①③今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。</p> <p>②国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>④開所時間、非常災害対策、その他事業の運営に関する事項は別に定めることとなります。また、国基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。</p>
26	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①東久留米の学童保育に関する基準につきましては、学童児の保護者の意見を丁寧に聞いて定められますよう、お願いいたします。</p> <p>②せめてこれまでの基準を下回ることのないよう、お願いいたします。</p>	<p>①「子ども・子育て会議」の委員からもご意見をいただいておりますが、パブリックコメントにも学童関係者から多くの意見をいただいております。</p> <p>②国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>
27	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①金額を今は一律5000円にしているが、例えば家庭収入事になったり今と金額の定め方が変わっても最大金額が今よりうままるのはきついです。</p> <p>②台風等で臨時休校にすると前日決めた場合、学校側は当日、晴天だったとしても変更はせず休みにするが、明らかに台風がさって安全だった場合、仕事は確実にあるので学童もあけてほしい。</p>	<p>①現在一律である学童保育所の保育料につきましては、今後、今回の基準とは別に「子ども・子育て会議」の中でご意見を伺いながら定めてまいります。</p> <p>②台風等で臨時休校の場合は、登降所時の安全を第一に考え対応しております。また、学校休校日につきましては、お預かりしております。</p>
28	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①学童保育が保護者のニーズに応えるためのものになるためには、基準がとてども大事だと思います。については、基準について子ども・子育て会議でまず丁寧にじっくり論議してください。</p> <p>②夏休み中の朝の開所時間をあと15分早めてほしいです。そうすれば普段学校行く時間と同じ時間に家を出ることができます。</p> <p>③3年生までではなくせめて4年生まで学童に通えるようにしていただくと安心です。</p> <p>④学童保育所に必要な施設・設備の基準を設けてください。その際には現在の学童保育所関係者の意見を聞いていただきたいです。</p> <p>⑤条例案を読みましたが、具体的なことが書いてなくて心配です。</p> <p>⑥保育料についての記載がありません。保育料の内訳がどうなっているのか知りたいです。</p> <p>⑦学童関係者の多くの人の意見を聞いて考えてほしいです。</p>	<p>①⑦今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。</p> <p>②国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。</p> <p>③国基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。</p> <p>④国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>⑤今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。</p> <p>⑥学童の保育料については、この基準ではなく、別に定めることとなります。</p>
29	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①今までの東久留米市の学童保育の基準を来年度から変更されると聞きました。今までの基準を下げないでほしいです。基準がどう変わるのか説明してほしい。</p> <p>②また学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて、基準について十分に論議をして決めてほしい。</p>	<p>①国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>②今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。</p>
30	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしいと思います。</p>	<p>国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>
31	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①「基準」については、すべて国基準であるが、現状の学童保育の基準と照らし、これまでの東久留米の学童保育の基準を下回ることのないように、具体的に基準を決めるべきである。</p> <p>②「東久留米市の基準」を決める際、学童保育に預けている保護者(利用者)の意見を丁寧に聞いて決めるべきだ。</p> <p>③放課後児童健全育成事業(学童)に関する基準を、単純に国基準とするならば、東久留米市は、今後、文部科学省の「放課後子供教室」を実施もすべきだ。</p> <p>④学童保育の質(指導員の能力・行事の数・保育時間等)が、東久留米市は、他市に比べて低い。例えば、一例であるが、夏休みに関しては、外遊びの回数が少ない。児童館へ出かける事は少ない。野外に出かける回数は1回程度。保育時間の制約(11:00頃からの登所等は認めない。)など、近隣の市町村の学童保育と比べて、ハード面及びソフト面とも質が低い。今後民営化をして、全ての(サービスの)向上をすべきだ。</p>	<p>①国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>②今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。</p> <p>③「放課後子供教室」につきましては、今後の課題として検討してまいります。</p> <p>④学童保育の保育内容等につきましては、ご意見として参考にさせていただきます。</p>

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
32	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	学童保育所の定員を減らし、質の良い保育をしてください。 (長期休みだけ利用させたい方もいらっしゃるようですが、定員内であっても保育が変わってしまうので避けてほしい)	学童の定員については、国の専門委員会で議論しており、専門委員会の報告書では、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことを踏まえ、素案を出しております。また、現行では長期休業期間のみのご利用は、認めておりません。
33	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①学童施設の利用時間について、授業終了後の保育時間3時間以上とありますが、現行通り、授業終了後から18時までなのか、などの時間の記載もはっきり載せてください。 ②学童施設の支援単位について、40人という単位があがっていますが授業などとは違って、一人一人を丁寧にみていく点では学校と同じように少なくしていくべきではないでしょうか。	①国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。 ②学童の定員については、国の専門委員会で議論しており、専門委員会の報告書では、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことを踏まえ、素案を出しております。
34	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	学童に預けている保護者の意見を聞きつつ、今までの東久留米の学童保育を下回ることはないように具体的に基準を決めてほしいです。	今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。学童保育の基準につきましては、国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
35	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、国の基準があったとしても、今までの東久留米市の学童の基準を下回らないのは、当然のことと考えております。国の基準は、最低レベルだと思います。これ幸いに、国の基準がこうだからと準じることのないよう、お願いします。もしも今までの市の基準より下回ったなら、市が案をしようとしたのだと感じることと思います。今までより下回らないということを、明確に表してください。	国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
36	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①台風などで学校の登校時間が遅れる場合 朝開所して欲しい。西東京市はやってます。 ②学校同様 個別対応の必要がある子にたいして、専属の先生をつけるようにして欲しい。小学校で個別対応している子や、通級の子に対する対応。先生の追加ができなくても、落ち着いた個室空間を確保して欲しい。隔離部屋ではなく 気持ちを落ち着けるための他児の視線(刺激)を受けずに過ごせる場所 ③両親ともに出勤が早く帰日も18:30です。一人っ子のため四年生から一人で留守番させるのは、心配です。特に夏休み等長期の休暇の時間が心配です。学童で学校の仲間と居ることで、外遊びをしたり、コミュニケーションを学ぶと思いますが、家で留守番させるとゲームやTVが子守り相手になり、良くないと思っていますので、六年生まで預かっていただきたいです。 ④緊急時の学校との連携がうまくとれていないと感じます。引き渡し訓練の話で、学校から学童に引き渡す際、本人の勘違いで学童にこない子が居るなど、学校側の問題でもありますが、学校と連携強化し迷子の子供が出ないよう対応をお願いしたいです。 ⑤土曜日のPTA 会議参加の預かりは出来ないと言われましたが、事前に登所希望を出しても駄目なのでしょうか?一年生の春に役員担当したときに当日知り、子供を寒い中学校の廊下に置いて役員会に参加しました。事前の案内もなく、一年生の親御さんたちには説明必須だと思います。しかし、希望制にして土曜日のPTA会議時も預かって欲しいです。 ⑥指導員に対する不満。子どもにより対応が違います。いつでも、ではありませんが、その日によってでしょうか。人間ですから仕方ありませんが、子どもに向けるのは可哀想です	①台風、雪などの悪天候の場合は、登降所時の安全を第一に考え対応しております。また、学校休校日につきましては、お預かりしております。しかし、登校時間が遅れる場合においては、お預かりしておりません。他市の状況を調査、研究してまいります。 ②個別対応の必要があるお子さんについては、必要に応じて臨時職員を加配し、対応しております。 ③4年生以上につきましては、国基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。 ④緊急時の対応につきましては、教育委員会と調整しておりますが、今後も連携を図ってまいります。 ⑤PTAの会議等の参加時につきましては、個々の状況に応じて、その時間帯は引き続きお預かりしております。 ⑥職員の対応につきましては、研修も含め、資質向上に努めてまいります。
37	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	放課後児童健全育成事業について検討されているかと思いますが、今までの東久留米市の基準を下回るようなことがないよう、また今までとはまた違う基準を検討をされているのであれば、ゆっくりと時間をかけて保護者の意見を聞いて具体的に内容を検討していただけるよう要望いたします。	今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。学童保育の基準につきましては、国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。
38	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①今までの東久留米の学童保育を下回ることはないように具体的に基準を決めてほしい。 ②基準については十分に議論をして決めてほしい。 ③学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。	①国の基準に準ずることを基本的に現行の基準を下回ることがないように努めます。 ②今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ③学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
39	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしい。 ②学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。	①国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。 ②今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。
40	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①学童に子供を預けている保護者です。今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしいです。 ②基準については十分に議論をして決めてほしいと思います。 ③学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて頂きまして、決めてほしいと思います。急に国の基準に…と言われましても困惑します。	①国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。 ②今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ③学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。
41	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①基準については十分に議論をして決めてほしい。 ②学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。 ③今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしい。	①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ②学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。 ③国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。
42	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めてほしい。 ②基準については十分に議論をして決めてほしい。 ③学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めてほしい。 ④これからの日本を担う子ども達に質の良い学童保育を行う事は、世界に羽ばたき役立っ自信をつけさせていく一つの根になります。自治体までもが、子どもの貧困率を上げないで下さい。経済的だけでなく質も貧困してしまいます。	①国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。 ②今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。 ③学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。 ④ご意見として承ります。
43	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	学童保育が保護者のニーズに応えるためのものになるためには、基準がとても大事だと考えます。については、基準について子ども・子育て会議で丁寧に時間を惜しまずに議論をしていただきたい。	今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。
44	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	働く世代にとって、学童は自分たちが変わって子どもを保育する大切な場所です。親代わりとなって家代わりに預ける所ですから、非常勤の職員ばかりしかいない学童では安心して預けられませんし、「預かるだけ」の場所では、子どもたちの健全な成長は保証できません。国の基準に保育状況を合わせていくのであれば、きっちり説明会を保護者向けに開いて下さい。そして、改革するにあたりメリット、デメリットを明確にしてください。	国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。さらに、職員研修等により、資質向上に努めてまいります。また、今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。
45	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	①他市や他県に比べ、時間が少ない。19時までがほとんどで、東久留米市は18時です。子どもの安全を本当に考えているなら、18時以降はお迎えにし、預かっていただきたいです。都内に勤務している方は、18時には間に合いません。 ②一部かもしれませんが、学童の外部活動が少なすぎます。児童館なり、散歩などを実施してください。ただ、閉じ込めておくのは簡単ですが、子ども達は学童が嫌になってしまいます。他県や他市は、お稽古が終わっても学童に戻れます。東久留米市は実施していません。ぜひ、実施してください。昔は、学童も工作などをいろいろと子どもが楽しめることが多かったですが、今はほとんどありません。学習もみていてくれました。質のいい東久留米市の学童は、どこにいったのでしょうか？職員の学童保育に対する、勉強会などを開いてください。	①国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。 ②外部活動等につきましては、児童の健全育成を図り、向上に努めてまいります。また、工作なども実施しておりますが、さらに、職員研修等により、創意工夫をし、資質向上に努めてまいります。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
46	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	第5条の1「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童」 昨夏の児福法改正により、「おおむね10歳未満」の制限が外れ、全ての小学生が対象となりました。(対象学年が3→6年生になっただけであり、6年生までの入所を義務付けるものではないことは承知しています。)現行の設置条例では『監護に欠ける小学校低学年の児童(1年生、2年生及び3年生の児童をいう)』となっていることと、平成26年度第3回子ども・子育て会議において、特別支援校の小学部の児童に関する記述も含めるべきではとの意見を踏まえて、【小学校(特別支援校を含む)に在学している全学年の児童】というような表現に変更してください。	国の基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。また、現行においても「小学生」には特別支援学校も含まれますが、表記については検討させていただきます。
47	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	第9条の1「放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか)遊び場としての機能、となると庭や運動場など「外」の印象も含まれてしまいます(あくまでも印象ですが)。当然、外遊びが出来るスペースは必要ですが、この場合、専用区画(専用のスペース、の意)に室外は含まれていないかと思えます。また東久留米では、室内の生活等のスペースを育成室、休息も出来るようなスペースを静養室と表現していることも踏まえ【遊び及び生活の場(育成室)としての機能並びに休息するための機能(静養室)を備えた区画】というような、馴染のある呼称を含めた表現にしてください。	各々の名称等につきましては、ご意見として参考にさせていただきます。
48	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	第9条の2「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」 現状で、育成室並びに静養室を合わせた、ロッカー等(事務所、玄関、トイレ、台所でしょうか)の場所を含まない全てのことを「専用区画」としているものと思われま。その前提で)おおむね1.65平方メートル以上、とありますが、おおむねを削除し【1.65平方メートル以上】としてください。また、現存している公設公営の学童保育所のうち、神宝学童のみが1.65未満となっています。今後定員増加等がある増設や改築する施設も出てくるかもしれませんが、これらについては、おおむねの表記を削除した上でいつまでに基準を満たす必要があるかの期限を設けてください(指導員の資格取得の期限のように)。その際、当分の間などという曖昧な表現は避けてください。	表記につきましては、国が示した「おおむね1.65平方メートル以上」の表記で問題がないと考えております。
49	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	第10条の2「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上」 素案では、支援の単位はおおむね40人以下のことです(これについては別に意見を書きます)。以前、正規職員のみで保育をしていた時は、児童20人に対し職員1人の配置でした。平成14年頃嘱託職員が導入された時から(だと思いますが)、児童15人に対し嘱託職員1人(しょうがい児については2対1)で保育してくださっているかと思えます。支援の単位が(おおむね)40人であるならば、現在の15対1の考えを前提にすれば、職員は3人になるはずです。もしこれを国基準に準ずる形(20対1)にしたとするならば、それは最低基準を理由にして運営を低下させることになるのではないのでしょうか。職員の資格及び配置は従うべき基準ではありませんが、国基準を上回る基準(この場合15対1)にすることに問題があるとは思えません。運営規定や運用で定めたりしていくことも思えません。よって、【児童15人に対し1人以上】と明記し、現状維持にしてください。また、しょうがい児に対する配置基準も具体的に示してください。	学童の定員については、国の専門委員会で議論しており、専門委員会の報告書では、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことを踏まえ、素案を出しております。また、国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。
50	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	第10条の2「ただし、その一人を除き、補助員をもってこれに代えることが出来る」 全員が、定められた資格を有し、かつ放課後児童支援員の資格取得(研修受講)することを求めます。よって【ただし、以下を削除してください。】 附則の2条にあるように、「5年間かけて放課後児童支援員の資格を取得」させる、のであれば全員取得が可能なのではないでしょうか。 来春以降の新規採用者に関しては、採用後支援員資格を取得するまでの経過措置を定めておくことはあっても良いと思えます。	職員の資格につきましては、現行の学童保育所の基準(東久留米市学童保育事業運営マニュアル)を下回らないように努めます。また、国が示した基準では、資格要件について「次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。」としておりますが、平成32年3月31日まで「経過措置」を設けております。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
51	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>第10条の3「放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者」                      現行の指導員の呼称を、放課後児童支援員とするものと思います。                      今現場にいらっしゃる方々は、保育士・幼小中高の教諭・児童厚生員、いずれかの資格を持っていて、様々な発達育過程にいる子ども達のことを、複数の眼で様々な経験の中から見守り、寄り添い、指導して下さっています。素案にある(国基準でもある)、5)6)7)8)大卒等で専門の教育課程を修了した者や9)高卒で2年以上類似事業に従事した者が首長が適当と認めた者については、支援員として適切だとは思えません。遊びや生活の指導・支援が出来るのか？発達段階に応じた支援が出来ないのではないか？そもそも発達段階についての専門知識を有しているのか？疑問と不安しか感じません。                      1)2)以外は不可とした条例を作った自治体もあります(国基準以下ではないので問題ないとのこと)。よって、5)~9)の項目の削除を求めます。</p>	<p>職員資格につきましては、現行の学童保育所の基準(東久留米市学童保育事業運営マニュアル)を下回らないように努めます。</p>
52	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>第10条の4「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下」                      ④職員配置でも触れましたが、現状15対1の配置をしていることと、素案(国基準通り)で20対1と配置基準を下げようとしているかのようにも読めることとの関係性がおかしいと感じます。                      また、小学校では、1・2年生は35人以下学級です。30人以下学級を求める声も多くある中で、在籍の大半を低学年児が占める学童保育の定員(この場合は集団規模でしょうか)がおおむね40人以下では多いのではと感じます。正規職員を配置する、全嘱託職員を期限までに支援員有資格者とする、1人当たりの面積を1.98やそれ以上にする等の対策を講じたとしても、それでも40人は多いのです。せめて【おおむね、の表記を削除】してください。出来ることなら、【5年程度の経過措置をつけておおむね30人以下】としてください。</p>	<p>国の専門委員会で十分議論していることから、表記につきましては、問題がないものと考えております。また、④⑤同様に国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>
53	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>保護者が安心して働き、子育てができるよう、今後も、今以上に保護者のニーズに応える質の高い学童保育にしてください。そのために、具体的基準がとても大事だと考えますが、条例案には具体的な基準について書いていないようで、心配です。東久留米の現状を下回るような保育にならないよう、ぜひ、子ども・子育て会議で、保護者のニーズを把握した上で丁寧に論議し、きちんとした基準を定めていただきたいと思います。</p>	<p>今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。なお、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。また、国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>
54	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>国の定める基準に習うのではなく、今まで培った東久留米市独自の基準を守り、子どもを育てる保護者の声を聴き、東久留米市民のニーズに沿った施策を十分に検討していただきたい。                      ニーズ調査では、現代の子育て事情が浮き彫りになっていると思いますので、一人一人の保護者の意見を慎重に受け取り、また、慎重に吟味したうえで決定していただきたい。(備考欄に記載されている意見も尊重してください)                      子ども子育て会議が行われている意味(保護者から意見を聞く)をもう一度よく考えていただきたい。</p>	<p>今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。また、学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。ご意見を新制度の基準策定の参考にさせていただきます。</p>
55	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①学童に通わせている親は、保育園に預けていた人が多いです。                      開所時間を保育園と同じにいただければ、それまでと同じように仕事ができます。                      ②学童を希望する子ども全員が希望の地域の学童に通えるように、定員についての検討をお願いします。                      ③長期休みの開所時間を15分早めてほしいです。(8:00開所)そうすれば普段学校に行く時間と同じ時間に家を出ることが出来ます。                      ④3年生までではなく6年生まで学童に通えるようにしてください。                      ⑤学童保育所の子供たちの人数が多くて大変です。子供たちが安全に過ごせる定員を決めてください。                      ⑥基準には、時間、年数、人数等、具体的な数字の明記をお願いします。どうにでも対応できてしまう基準ではなく、ここまでは守るべきライン、ときちゃんと線引きできるものにしていただきたいです。                      どうぞ未来を担う子供たちの成長のために、学童関係者との議論を惜しまず、誇りある東久留米の条例を打ち出していただくことを切に願っております。</p>	<p>①③国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。                      ②希望の地域の学童に通えるよう努めてまいります。                      ④国の基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。                      ⑤国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。                      ⑥その他、時間、年数、人数等につきましては、今回の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」ではなく、別に定めてまいります。</p>

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
56	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	<p>①子どもたちの過ごす場所ですから、保育基準及び施設基準については十分に論議をして決めていただきたい。</p> <p>②学童に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて決めていただきたい。</p> <p>③今までの東久留米の学童保育を下回ることのないように具体的に基準を決めていただきたい。</p> <p>④障害児保育については、該当児童のIQ基底年齢を考慮し、利用年齢の拡充につとめていただきたい。</p>	<p>①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども・子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。</p> <p>②学童保育所にお子様を預けている保護者の方も「子ども・子育て会議」の委員として出席しており、意見を伺っております。</p> <p>③国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>④障害児保育につきましても、国の基準において、「小学校に就学している児童」となるため、6年生まで対象としております。国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p>

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	その他	新制度は緊急対策ととらえ、認可保育園の増設を進めるべきである。	東久留米市では、待機児童解消に向けて認可保育所の開設、定員拡大を図ってまいりました。具体的には、平成22年4月に上の原さくら保育園の開設による30名の定員増、同年6月にNico東久留米の開設による60名の定員増、平成24年4月に滝山しおん保育園の増築による54名の定員増、認定こども園であるかたばみ保育園の開設による33名の定員増などを進めてきました。さらに、この4月にはみなみ保育園の民営化による41名の定員増を図るとともに、27年4月には、東京都の子育て世帯向け優良賃貸住宅助成事業による、駅西口に60名定員の民設民営による認可保育園の開設が予定されているところであります。市としましては、保育園の待機児童解消や保育サービスの拡充に向けましては、民間活力を積極的に取り込む必要があり、公立保育園の民営化をはじめとして、民間から供給されるサービスを活かしながら進めてまいります。
2	その他	以前予定していた11月のパブリックコメントは無くなったのか。	子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントについては、然るべき時期に実施してまいります。
3	その他	①日中の保育時間を一定時間保障して欲しい。保護者の仕事時間関係なく、9時から16時は保障して欲しい。 ②現在の保育に関する決まりをこれ以上低い方に下げないこと。悪改定は市民にとって何もメリットがない。 ③子どもの育ちを阻害するような改定はしないこと。	①子ども・子育て支援新制度においては、保護者の就労時間等に応じて、保育標準時間(1日あたり11時間まで)と保育短時間(1日あたり8時間まで)とに区分されます。 ②ご意見として承ります。 ③ご意見として承ります。
4	その他	そもそも子どもにとってより良い環境をめざしているのかということが疑問である。待機児童も多いのはわかっているが、ベビーホテルのような保育園を認めていって、そこに保育を委ねているのだろうか。民間では園庭を作ったり、有資格者による手厚い保育ができないからこそ、市が運営してより良い環境を子どもたちに提供すべきなのではないか。これからの日本の未来を背負っていく子どもたちが、素直に明るく育つには幼少期の生活が大切であると思う。 東久留米市は緑もあるし、スーパーも沢山あって、子育てにはとても良い環境だと思う。子育てのしやすさをアピールして、もっと住みたい人を増やし、根付く人を増やしていくのは難しいのだろうか。 子どもは社会で育てていくべきだと思う。近い未来の担い手だから。	ご意見として承ります。
5	その他	保育時間が市が認定して、保護者が保育園との直接契約になると、園の都合で断られたり、仕事の休みの日は、保育園も休みとなり、年長組は行事の準備や練習にも影響するのではないのでしょうか。	子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の有無に係る年間日数の枠については、現行制度における保育所の年間開所日数(約300日)と同様としています。
6	その他	ぜひ早急に、一般市民へ向けた市からの説明会を要望します。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
7	その他	全体的には、今の東久留米の基準を下げないでいただきたい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
8	その他	市には、保育所入所希望者が全員保育園に入れるよう、保護者をサポートして欲しい。	ご意見として承ります。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
9	その他	<p>新システムの内容を見る限り、子育て支援制度とは言えない。現状から考えると、子ども、子育て世帯に対する負担がむしろ増えている。市は、何をもち「子育て支援制度」としているのか、端的に改善点を述べていただきたい。</p> <p>引越してきて、非常に感じるが、市民が希望しない事を大した説明もなく行政が進めてしまうケースが目にする。行政は誰のために仕事をしているのか？仕事をした、という実績のためかと思えない。市民生活のためになる制度がどんなものなのか、調査をしてからやっていただきたい。</p>	<p>子ども・子育て新制度は、「幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せ持ち、幼児期の学校教育(幼稚園)・保育・地域での子育て支援を、総合的に提供する「認定こども園」の普及」「少数数の子どもを保育する「小規模保育」などの地域型保育事業を創設するなど、保育の場を増やし、待機児童の解消を図る」「すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに合わせた多様な子ども・子育て支援を充実していく」などを柱とした全国的な制度です。この制度に基づき、市は地域の状況に応じた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを進めていくものです。なお、計画策定にあたっては、学識経験者、児童の保護者、子ども・子育て支援に関する事業を実施する方、公募委員などで構成されている「東久留米市子ども・子育て会議」の意見を聴くこととされています。また、昨年10月に、市内の保護者の皆さんにご協力をいただき、幼児期の学校教育(幼稚園)・保育、および地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境などの実情を把握するため、「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。</p>
10	その他	<p>子ども・子育て支援制度の市民向け、特に、子育てをしている方々への説明会がないのはどうしてでしょうか？意見は説明会で詳しく内容を聞かないと出しにくいものです。今回の新制度は、待機児をかかえている方や保育所、幼稚園に通わせている方、これから通わせたいと考えている方、これから子どもを産みたいと考えている方にとって、大きな影響があるものです。詳しい説明があつたパブリックコメントだと思います。制度をつくるタイムリミットに追いまわられて、制度そのものが不完全で市民の要求に添わないものにならないようにしていただきたいと思ひます。これからでも説明会を開くことを強く求めます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは「東久留米市パブリックコメント要綱」に基づき実施いたしました。当市では、国基準どおりに進めていく素案を提示させていただいております。また、パブリックコメントの資料については、ほぼ全文を出す形式にいたしました。今回、子ども・子育て会議において、ご意見をいただきましたので、より分かり易い資料として、追加で国の資料の抜粋版と、子ども・子育て会議におけるQ&amp;Aを掲載いたしました。また、市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。</p>
11	その他	<p>制度実施の取りやめを宜しくお願い致します。</p>	<p>子ども・子育て新制度は、24年8月に成立した、子ども・子育て関連3法に基づき、予定されているものです。</p>
12	その他	<p>認可保育園を増やすこと。</p>	<p>東久留米市では、待機児童解消に向けて認可保育所の開設、定員拡大を図ってまいりました。具体的には、平成22年4月に上の原さくら保育園の開設による30名の定員増、同年6月にNi cot東久留米の開設による60名の定員増、平成24年4月に滝山しおん保育園の増築による54名の定員増、認定こども園であるかたばみ保育園の開設による33名の定員増などを進めてきました。さらに、この4月にはみなみ保育園の民営化による41名の定員増を図るとともに、27年4月には、東京都の子育て世帯向け優良賃貸住宅助成事業による、駅西口に60名定員の民設民営による認可保育園の開設が予定されているところであります。市としましては、保育園の待機児童解消や保育サービスの拡充に向けましては、民間活力を積極的に取り込む必要があり、公立保育園の民営化をはじめとして、民間から供給されるサービスを活かしながら進めてまいります。</p>
13	その他	<p>認可外の保護者には補助をつけること。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
14	その他	<p>国の基準に合わせず、現在の東久留米の基準を継続して欲しい。</p>	<p>職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。</p>
15	その他	<p>認可保育園を増やすこと。</p>	<p>東久留米市では、待機児童解消に向けて認可保育所の開設、定員拡大を図ってまいりました。具体的には、平成22年4月に上の原さくら保育園の開設による30名の定員増、同年6月にNi cot東久留米の開設による60名の定員増、平成24年4月に滝山しおん保育園の増築による54名の定員増、認定こども園であるかたばみ保育園の開設による33名の定員増などを進めてきました。さらに、この4月にはみなみ保育園の民営化による41名の定員増を図るとともに、27年4月には、東京都の子育て世帯向け優良賃貸住宅助成事業による、駅西口に60名定員の民設民営による認可保育園の開設が予定されているところであります。市としましては、保育園の待機児童解消や保育サービスの拡充に向けましては、民間活力を積極的に取り込む必要があり、公立保育園の民営化をはじめとして、民間から供給されるサービスを活かしながら進めてまいります。</p>

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
16	その他	やむを得ず、認可外保育施設に入所している保護者への保育料補助をすること。	ご意見として承ります。
17	その他	現在、通っている保育園や幼稚園、学童には続けて通えるのか、もっとわかりやすく説明してほしい。 来年度以降、入所の仕方や中身が変わるのならば、もっと大々的に市民に知らせるべきだと思います。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
18	その他	絶対に、この制度の導入は反対である。	ご意見として承ります。
19	その他	国の基準に上乘せして、東久留米市独自の魅力ある保育にして欲しい。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
20	その他	ほとんどの父母が新制度の内容を知りません。説明会はいつなのでしょう。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
21	その他	夜勤のある仕事の方は、保育の認定はどうなるのか知りたい。	保育の認定の必要性に係る就労時間は、日勤でも夜勤でも同じように算出します。
22	その他	パート(例えば週4日)の方のお子さんは、行事等の練習がある際でも平日1日はお休みでクラスの運営はできるのでしょうか。	各保育園では、それぞれの実情に応じて創意工夫を図り、保育園運営に支障が生じないよう、努めております。
23	その他	子どもたちの規則正しい生活は守られるのか。東久留米市は子ども、働く母親を取り巻く環境に関心がないとしか思えない。子育てにくい市に住みたいと思えない。	ご意見として承ります。
24	その他	子ども・子育て支援新制度では、親が休みの日は子どもが預けられなくなるのではないかと。毎月のように行事がある中、影響が出るのではと心配している。	保護者が就労していない日の保育については、現行と同様に必要な範囲で保育を利用することになります。
25	その他	市のHPを見ましたが、制度が良くわかりません。説明会をやしてほしいです。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
26	その他	認可保育園を増やすこと。	東久留米市では、待機児童解消に向けて認可保育所の開設、定員拡大を図ってまいりました。具体的には、平成22年4月に上の原さくら保育園の開設による30名の定員増、同年6月にNico東久留米の開設による60名の定員増、平成24年4月に滝山しおん保育園の増築による54名の定員増、認定こども園であるかたばみ保育園の開設による33名の定員増などを進めてきました。さらに、この4月にはみなみ保育園の民営化による41名の定員増を図るとともに、27年4月には、東京都の子育て世帯向け優良賃貸住宅助成事業による、駅西口に60名定員の民設民営による認可保育園の開設が予定されているところがあります。市としましては、保育園の待機児童解消や保育サービスの拡充に向けましては、民間活力を積極的に取り込む必要があり、公立保育園の民営化をはじめとして、民間から供給されるサービスを活かしながら進めてまいります。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
27	その他	保育園の設置基準は変えないこと。	認可保育園の設置基準は、都道府県の条例で定められています。
28	その他	新システムの内容が伝わってこないのではとも不安。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
29	その他	子ども・子育て支援新制度では、今まで以上に充実した制度となるよう、東久留米の保育の良さを十分踏まえた上で検討していただくよう、強く願う。	ご意見として承ります。
30	その他	説明が足りないと思います。保育園に通うママたちはほとんど理解していない、知らない人がほとんどです。もう一度ちゃんと説明してほしいです。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
31	その他	近隣の市では保育園を増加している所がたくさんあるのに、民営化などという意味のないことをしている東久留米市が、さらに先立って、子ども・子育て新制度を導入するということ、子育て・保育・働く母に関心がないとしか思えない。絶対に止めてほしい。	ご意見として承ります。
32	その他	新システムについてなど、説明会を開いてほしいです。市報に載せるだけでなく、保育園、幼稚園に通っている、これから通う家庭に案内を出して、説明会を行ってほしいです。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
33	その他	今は特養施設に入っている身ですが、ひ孫の時代を思うと心配でたまりません。これからの世代の事をもっと真面目に考えてもらいたいと思います。子育て世代にもっと優しくなれば、この国の未来はないと思います。	ご意見として承ります。
34	その他	認可保育園を増やすこと。	東久留米市では、待機児童解消に向けて認可保育所の開設、定員拡大を図ってまいりました。具体的には、平成22年4月に上の原さくら保育園の開設による30名の定員増、同年6月にNico東久留米の開設による60名の定員増、平成24年4月に滝山しおん保育園の増築による54名の定員増、認定こども園であるかたばみ保育園の開設による33名の定員増などを進めてきました。さらに、この4月にはみなみ保育園の民営化による41名の定員増を図るとともに、27年4月には、東京都の子育て世帯向け優良賃貸住宅助成事業による、駅西口に60名定員の民設民営による認可保育園の開設が予定されているところであります。市としましては、保育園の待機児童解消や保育サービスの拡充に向けましては、民間活力を積極的に取り込む必要があり、公立保育園の民営化をはじめとして、民間から供給されるサービスを活かしながら進めてまいります。
35	その他	保育時間について、保護者の勤務時間によって登園時間が変わるのは困る。現状のとおり、午前から登園できるようにしてほしい。登園時間が昼寝の時間にあたる場合、子どもは登園してすぐに昼寝ができるのか。身体のリズムだけでなく、午前の活動に参加できない子どもが、他の園児と同じ気持ちを共有できるのか。また、子どもたちに対応する人員も必要になり、人件費が今よりかかるのではないか。	子ども・子育て支援新制度における保育時間については、現行と同様に原則的な保育時間(8時間)を基として、各園で定めることとなります。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
36	その他	<p>国が作成した、子ども・子育て支援新制度について (<a href="http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/nintei/haihusiryou/02.gyousetu2.pdf">http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/nintei/haihusiryou/02.gyousetu2.pdf</a>)の資料を参考にすれば、9頁 ◆主なポイント…</p> <p>③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実 (1)→利用者支援という立場に立って、東久留米市は、この事業を実施すべきだ。これまでの、保育園民営化等の方法や住民説明等を考えると、利用者支援という観点が無視されている。 ④ 基礎自治体(市町村)が実施主体 ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施 ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える (2)→地域のニーズに基づきと、国から制度の説明がされている。東久留米市は、地域のニーズに沿って、きちんと策定すべきだ。 ⑦ 子ども・子育て会議の設置 ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務 (3)→子ども・子育て会議を設置したことは、評価する。一方で、この会議からあがった意見をきちんと反映させるべきだ。</p> <p>18頁 子ども・子育て支援の意義(理念)のポイント ※基本指針から抜粋 ○「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。 (4)→東久留米市の、未来ある子どもたちの最善の利益を考えて、基準を作成すべきだ。</p> <p>21頁 ○地方版子ども・子育て会議の運営については、子どもの保護者、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を得るなど、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるよう、求められている。 ○幼稚園・認定こども園・保育所等の施設の整備だけでなく、利用者支援や一時預かり、子育て支援拠点等を活用することで、まさにその地域の実態に応じた、地域の子育て支援の充実を図っていただくことが重要。 (5)→その地域の実態に応じるべきだ。これまでの、東久留米市の、認可保育園及び学童保育の基準は、最低限守るべきだ。 これは、国が作成した資料からもわかることである。</p> <p>(6)基準は、国基準であっても、実際の中身は、現状または、それ以上の質を担保すべきである。</p> <p>(7)パブリックコメントの公示は、きちんとネット等で、市民にわかるような形で公表をお願いしたい。</p>	<p>(1)「利用者支援事業」については、今回の基準等とは別の内容となりますが、今後、「東久留米市子ども・子育て会議」に諮りながら、策定する「地域子ども・子育て支援事業計画」に基づき、検討して参ります。</p> <p>(2)(3)(4)「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づき、「東久留米市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら進めて参ります。</p> <p>(5)(6)家庭的保育事業等の職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。また、放課後児童健全育成事業についても国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>(7)パブリックコメントの結果公表については、「東久留米市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施していきます。</p>
37	その他	<p>東久留米市としてどのような環境を築きたいのか、どのようなポリシーを持って子育てと向き合うのかを明確に示してほしい。伝えたいという気持ちがあるのであれば説明会などもぜひやって頂きたい。一緒になって良い方向に進めていきましょう。</p>	<p>「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づき、「東久留米市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら進めて参ります。また、子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントについては、然るべき時期に実施してまいります。</p>
38	その他	<p>認可外保育施設の保育料助成をし、質の良い認可保育所を増やして欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
39	その他	<p>内容が理解できない部分もあるので、一度、きちんとした説明会を開催してほしい。</p>	<p>市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。</p>

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
40	その他	今までよりも悪い制度にならないように十分検討して欲しい。	ご意見として承ります。
41	その他	保育園が足りないと思う。	東久留米市では、待機児童解消に向けて認可保育所の開設、定員拡大を図ってまいりました。具体的には、平成22年4月に上の原さくら保育園の開設による30名の定員増、同年6月にNi cot東久留米の開設による60名の定員増、平成24年4月に滝山しおん保育園の増築による54名の定員増、認定こども園であるかたばみ保育園の開設による33名の定員増などを進めてきました。さらに、この4月にはみなみ保育園の民営化による41名の定員増を図るとともに、27年4月には、東京都の子育て世帯向け優良賃貸住宅助成事業による、駅西口に60名定員の民設民営による認可保育園の開設が予定されているところであります。市としましては、保育園の待機児童解消や保育サービスの拡充に向けましては、民間活力を積極的に取り込む必要があり、公立保育園の民営化をはじめとして、民間から供給されるサービスを活かしながら進めてまいります。
42	その他	制度が変わったことは知っていますが、とても分かりづらい。また、制度がきちんと決まっていなく、幼稚園に入園するのに幼稚園側からまだ説明が来ない。決まったことはすぐに発表できるようにしてもらわないと、先の事への行動がとれない。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
43	その他	新しい制度が良くわからないので、説明会を開いてほしい。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
44	その他	1人当たりの面積が緩和されるということは、子どもの詰め込みが行われるということだと思う。子どもたちが自由にのびのびと育てられない環境になってしまうのではないか。	1人当たりの面積の緩和されるということが、素案のどの部分にあたるのか不明です。ご意見として承ります。
45	その他	全体的に国基準がそのまま市になっているようだが、他市・他区・他県に誇れるような、お手本になるような、東久留米市独自の基準を作って欲しい。	ご意見として承ります。
46	その他	説明会をしてほしい。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
47	その他	もっとわかりやすく順序立てて説明いただきたい。	今回のパブリックコメントは「東久留米市パブリックコメント要綱」に基づき実施いたしました。当市では、国基準どおりに進めていく素案を提示させていただいております。また、パブリックコメントの資料については、ほぼ全文を出す形式にいたしました。今回、子ども・子育て会議において、ご意見をいただきましたので、より分かり易い資料として、追加で国の資料の抜粋版と、子ども・子育て会議におけるQ&Aを掲載いたしました。
48	その他	基準をもっと明確にして欲しい。子どもはもちろん、保護者が安心して預けられる環境を整えて欲しい。	ご意見として承ります。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
49	その他	ひばりが丘地区にマンションが建設され、これから待機児童が増えると予測される。保育園を増やして欲しい。	東久留米市では、待機児童解消に向けて認可保育所の開設、定員拡大を図ってまいりました。具体的には、平成22年4月に上の原さくら保育園の開設による30名の定員増、同年6月にNico東久留米の開設による60名の定員増、平成24年4月に滝山しおん保育園の増築による54名の定員増、認定こども園であるかたばみ保育園の開設による33名の定員増などを進めてきました。さらに、この4月にはみなみ保育園の民営化による41名の定員増を図るとともに、27年4月には、東京都の子育て世帯向け優良賃貸住宅助成事業による、駅西口に60名定員の民設民営による認可保育園の開設が予定されているところであります。市としては、保育園の待機児童解消や保育サービスの拡充に向けましては、民間活力を積極的に取り込む必要があり、公立保育園の民営化をはじめとして、民間から供給されるサービスを活かしながら進めてまいります。
50	その他	子ども・子育て支援新制度について、早めにわかりやすく概要等を教えてほしい。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
51	その他	変わった内容が分かりづらいので、簡単な説明会を開いてもらえたらうれしいです。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
52	その他	説明会を開いてほしい。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
53	その他	来年度より新制度が始まること、東久留米市の素案が作成されていることを保育園のお便りを見て初めて知りました。良くわからない点がいくつかありますので、市民へ向けてぜひ説明回答を開いてほしいと思います。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
54	その他	市内に多くの保育園、幼稚園、学童・・と相当数の施設とそこに通う子どもがいるにも関わらず、市のホームページや市報に1度の掲載程度の伝達では関係者全てに伝わっているとは思えません。また、素案も載せられていますが来年度以降、どう変わるのか一般の保護者には非常にわかりにくいと思います。市として、具体的にどこが変わるのか等を資料として表す、東久留米市の実態に即した素案を考える等を試みてください。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。また、今回のパブリックコメントは「東久留米市パブリックコメント要綱」に基づき実施いたしました。当市では、国基準どおりに進めていく素案を提示させていただいております。また、パブリックコメントの資料については、ほぼ全文を出す形式にいたしました。今回、子ども・子育て会議において、ご意見をいただきましたので、より分かり易い資料として、追加で国の資料の抜粋版と、子ども・子育て会議におけるQ&Aを掲載いたしました。

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
55	その他	<p>閲覧資料など拝見させて頂きました。そもそもですが資料の中身に具体的なものが見えにくいものであるにもかかわらず、それに対し「市として」は従う、というものでしかないように見えるのは、いかがなものでしょうか。</p> <p>そんな分かり難く、見たところで理解もしがたいものに、市民へコメントを求める、というのはいかがなものでしょうか。</p> <p>子ども・子育て支援新制度実施へ向けての事柄は子どもの命に関わる重大な問題です。私は、こんなよくわからないパブリックコメントは、そもそも行うべきではないと思います。市として行うのであれば、これで不安を抱え、コメントした方々に対しては誠心誠意ご対応いただけますようお願い申し上げます</p>	ご意見として承ります。
56	その他	<p>パブリックコメントを求めています。直接関係のある家庭、今後関係ができそうな家庭には、個別に調査して意見を聞くべきではないでしょうか。</p> <p>その場合、国の基準と、現状の東久留米の基準のどこが違うのか、今までと変わるとしたらどのように変わるのか、はっきりわかるように知らせてください。</p> <p>基準を変えようとしていることは、もっと広くわかりやすく伝えるべきです。そのうえで、意見を聞くべきだと思います。保護者等、関係者の気持ちや意見をないがしろにしないでください。</p> <p>子ども・子育て会議では、委員の方が参加して、良いものになるよう頑張ってくれていることと思います。しっかりと意見をくみ上げて、子どもたちのためになるようなものにしてください。</p>	ご意見として承ります。
57	その他	<p>もちろん保育の必要性があるかなど認定手続きは必要と思いますが 利用時間の区分など、子供の生活を考えると不安があります。</p> <p>しっかりした説明もなく内容も理解していないのに 新制度の取り決めが進んでいくのは不安しかありません。</p> <p>民営化でも思いましたが子供の為になるのでしょうか？</p>	ご意見として承ります。
58	その他	<p>育児は地域全体で取り組むべきものである。国の基準に準ずる、ではなく地域に根ざした制度を作り上げることが東久留米市全体を活性化させるはずである。</p>	ご意見として承ります。
59	その他	<p>全て決まってからの報告説明会ではなく、待機児童を考える会、赤ちゃんの急死を考える会から、話を聞いてください。保育園父母連、学童父母連に説明してください。また、市民説明会を開いてください。</p>	<p>市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。</p>
60	その他	<p>保育時間は9時から16時は確保して欲しい。遠足など、子どもたちに行事を一緒にさせて欲しい。今までどおりの保育時間を確保して欲しい。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度における保育時間については、現行と同様に原則的な保育時間(8時間)を基として、各園で定めることとなります。また、子ども・子育て支援新制度においては、保護者の就労時間等に応じて、保育標準時間(1日あたり11時間まで)と保育短時間(1日あたり8時間まで)とに区別されます。</p>
61	その他	<p>職員の環境も大切にしてください。</p>	ご意見として承ります。
62	その他	<p>資料を読んでも、とても分かりにくいです。保護者に分かりやすく、具体的に どうするのか？ を記載していただけますか？ 今回の意見や質問などを、丁寧に開示と回答をお願いします。それに対して パブリックコメントを実施ください。</p> <p>国基準を参照などの記載されていますが、市として具体的な内容が記載されていません。市としての具体的な内容を開示してください。</p> <p>また、保護者の意見を聞いて、反映してください。その意見をとりまとめたことを開示し、市の決定内容をパブリックコメントにして意見を求めてください。</p>	<p>今回のパブリックコメントは「東久留米市パブリックコメント要綱」に基づき実施いたしました。当市では、国基準どおりに進めていく素案を提示させていただいております。また、パブリックコメントの資料については、ほぼ全文を出す形式にいたしました。今回、子ども・子育て会議において、ご意見をいただきましたので、より分かり易い資料として、追加で国の資料の抜粋版と、子ども・子育て会議におけるQ&amp;Aを掲載いたしました。また、パブリックコメントの結果公表については、「東久留米市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施していきます。なお、結果の公表に対するパブリックコメントの実施は考えておりません。</p>

子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

その他

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
63	その他	<p>パブリックコメントはホームページ・市役所掲示板など、特定の人しか見ることができないのではないのでしょうか？しかも期限が決まっています。</p> <p>ホームページはインターネット環境が整っていて、意識のある人しか見ません。(見れません)市役所の掲示板についても、子育て世帯(または他の施策の対象者)がまめに情報を収集する等時間的に不可能です。</p> <p>極端に言ってしまうと、子どもと保護者の生活の為に仕事をしている人にとっては、今の東久留米市の情報収集では本当のニーズは把握できないのではないのでしょうか？</p> <p>子どもの福祉と保護者の福祉を守っていただきたい。市民が望むことを実現するのが難しいなら、納得できる理由をいただきたいと思います。</p>	<p>今回のパブリックコメントは「東久留米市パブリックコメント要綱」に基づき実施いたしました。当市では、国基準どおりに進めていく素案を提示させていただいております。また、パブリックコメントの資料については、ほぼ全文を出す形式にいたしました。今回、子ども・子育て会議において、ご意見をいただきましたので、より分かり易い資料として、追加で国の資料の抜粋版と、子ども・子育て会議におけるQ&amp;Aを掲載いたしました。</p>
64	その他	<p>素案、分かりにくいです。説明会を開くべき。そして、保育園に通わせている親からは、もっと密な意見を集めるべき。今回は期間が短すぎでした。</p>	<p>今回のパブリックコメントは「東久留米市パブリックコメント要綱」に基づき実施いたしました。当市では、国基準どおりに進めていく素案を提示させていただいております。また、パブリックコメントの資料については、ほぼ全文を出す形式にいたしました。今回、子ども・子育て会議において、ご意見をいただきましたので、より分かり易い資料として、追加で国の資料の抜粋版と、子ども・子育て会議におけるQ&amp;Aを掲載いたしました。また、市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。既に、概要については、市庁舎、保育園を含めた子育て関連施設へのパンフレット設置や市報、ホームページへの掲載等を行っておりますが、国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。</p>
65	その他	<p>パブリックコメントは、他の行政機関同様、きちんとコメントを発表して、ウェブサイトに掲載をお願いします。</p>	<p>パブリックコメントの結果公表については、「東久留米市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施していきます。</p>